

○新築住宅に対する固定資産税の減額（地方税法附則15条の6、15条の7）

【概要】 次の要件を満たす新築住宅は、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

※減額期間が終了すると、本来の税額に戻ります。

種類	減額割合	減額要件	申告書類	減額範囲	減額期間	その他
新築住宅	1/2	1 専用住宅（戸建、マンション等） …居住床面積が50㎡以上280㎡以下 2 共同住宅（貸家等1戸当たり） …居住床面積が40㎡以上280㎡以下 3 併用住宅（住宅兼店舗等） …下記2つをともに満たすもの。 (1) 居住部分が2分の1以上 (2) 1、2の要件のどちらかを満たしているもの	・減額申告書 （家屋調査に伺った際に、お持ちいたします。）	住宅部分の全部 （居住床面積が、1戸当たり120㎡以上の家屋は、120㎡に相当する住宅部分）	3年間 （3階以上の中層耐火住宅は、5年間）	1 マンションなどの区分所有家屋の床面積は「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分（廊下、エントランス、ごみ置き場など）の床面積」で判断します。 2 認定長期優良住宅の認定基準に関するお問い合わせは、下記へ。 東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 電話0428-23-3423
新築住宅 （認定長期優良住宅）			・減額申告書 （家屋調査に伺った際に、お持ちいたします。） ・認定通知書の写し （所有者の方ご自身で、ご用意いただきます。）		5年間 （3階以上の中層耐火住宅は、7年間）	